

令和6年10月25日

財産活用マネジメント推進課

「令和6年度 市有地一般競争入札実施要領」記載内容に関するお知らせ

記

「令和6年度 市有地一般競争入札実施要領」29ページ～31ページの物件①、⑤用の市有財産売買契約書（見本）では、第9条の2で「～1年以内に解体撤去しなければならない。」と記載しておりますが、建物の解体撤去をしない場合でも物件調書の「お問い合わせ」にある担当課との協議により、その内容を反映した契約をすることも可能とします。

以上